

中国税務速報

2014年7月22日

●1 財政部、税関総署及び国家税務総局は加工貿易の輸入鋼材に対する保税措置を撤廃

中国鋼材の競争の激化に伴い、2014年7月2日付で、財政部、税関総署及び国家税務総局は「加工貿易項目下の輸入鋼材の保税政策を取り消すことに関する通知」（財関税「2014」37号、以下「通知」という）を公布しました。

当該通知は以下の内容を明確にしました。

- 一、国内において完全に生産可能で、川下加工企業が満足できる品質をもった輸入熱延鋼板、冷延鋼板、狭帯鋼、線材、型材、鋼鉄糸、電磁鋼板等78種税目の鋼材製品に対し、輸入環節の保税政策を取り消し、2014年7月31日より、関税及び輸入環節税を課税することになります。
なお、2014年7月31日以前に締結し、且つ2014年12月31日以前に実際に輸入できる契約については、契約の有効期限内においては保税の形式で加工貿易業務を行うことが認められます。
- 二、上述の政策は総合保税区等の税関特殊監督管理区域に適用されますが、2014年7月31日以前に区内に設立済みで、且つ附録に記載している製品の加工貿易業務を行う企業は一時適用外とします。

当該通知は2014年7月31日より施行されます。

http://gss.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201407/t20140711_1111725.html

●2 「一般租税回避管理規程(試行)」（意見募集案）を公布

2014年7月3日付で、国家税務総局は「一般租税回避管理規程(試行)」（意見募集稿）を公布しました。

当該意見募集稿は租税回避の適用原則、調整方法、調査プロセス及び提出必要資料リストを明確にしました。

当該募集稿で言う租税回避アレンジメントの主要な特徴は以下の通りです。

- ①租税回避をし利益を獲得することが唯一の目的、主要目的または主要目的の一つであること。
- ②租税回避の手法は合法的だが、企業の経営実質とは異なること。

また、当該募集稿は当該規程に適用されない以下二つの状況を明確にしました。

- ①国際取引または居住者と無関係である者の間で行われる支払。
- ②脱税、未納税金追徴の逃避、税の搾取、納税拒否及び発票の虚偽発行等の違法嫌疑がある行為。

当該管理規程の意見募集締切日は2014年8月1日となります。

<http://hd.chinatax.gov.cn/hudong/noticedetail.do?noticeid=378989>

●3 国家税務総局は国際貨運代理服务に関する増値税問題を明確化

2014年7月4日付で、国家税務総局は「国際貨物運輸代理服务に係る増値税問題に関する公告」（以下「公告」という）を公布しました。

当該公告により、試行地域における納税者が代理人を通して、委託者の代わりに間接的に貨物の国際運送、国際運送工具の輸出入、水先案内、靠泊、積卸等の貨物及び船舶代理関連の業務手続を連絡手配する場合、財税「2013」106号付属書3第一条第(14)項二に基づき、増値税が免税されます。同時に、試行地域における納税者が上述の国際貨物運輸代理サービスの提供により委託者から取得した全ての代理サービス収入、及びその他代理人に支払った全ての代理費用は、金融機関を通して決済されなければなりません。

当該公告は2014年9月1日より施行されます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n2226/n2271/n2272/c753154/content.html>

●4 国家税務総局が非居住者企業の国際運輸業務に従事する際の税収管理を規範化

2014年6月30日付で、国家税務総局は「非居住者企業国際運輸業務従事に関する税収管理暫定弁法」（国家税務総局公告2014年第37号、以下「弁法」と言う）を公布しました。

当該弁法で言う国際運輸業務とは、非居住者が自己の所有する或いは他人より賃借した船舶、飛行機等を利用し、旅客や貨物、または郵便物等を中国国内外に出入りさせる経営活動及び関連積卸、倉庫保管等の附属業務を言います。航海用船、定期用船、ウェット・リースの方式で船舶や飛行機を貸出すことにより収入を取得する経営活動も国際運送業務に該当します。

非居住者は関連部門より経営資格或いは運輸契約・協議が締結してから30日以内に、自ら或いは代理人を委託して、中国国内の港所在地の主轄税務機関に税務登記を行い、同時に経営資格書、経営航路資料、契約及び中国国内コンタクト等の情報を提供しなければなりません。

また、当該弁法によると、上述企業の企業所得税の納税申告方法は実際状況に基づき、申告、査定徴収及び指定源泉徴収の三つの方法を採用できます。その内、税務登記しておらず、且つ自己申告をしておらず、代理人にも納税申告を依頼していない非居住者は、支払者が運賃を支払う毎に税金を源泉徴収されます。

その他、当該弁法は、非居住者が享受できる税収優遇についても明確に規定しています。

当該弁法は2014年8月1日より施行されます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n2226/n2271/n2272/c747801/content.html>

●5 国際水路運輸の増値税ゼロ税率に関する政策を明確化

2014年6月13日付で、財政部、国家税務総局は「国際水路運輸増値税ゼロ税率政策に関する補充通知」（財税[2014]50号、以下「通知」と言う）を公布しました。

当該通知は、財税「2013」106号文の付属書4に規定された水路運送方式で提供する国際運送サービスに増値税ゼロ税率を適用する政策に対し、以下の通り補足しています：

- ①国内の企業や個人が交通部門の発行する「国際フェリー運輸経営資格登記証」、または国際客貨運輸（顧客・貨物）を注記する「水路運輸許可証」を取得し、且つ水路運輸方式で国際運送サービスを提供する場合には、増値税のゼロ税率を享受できます。
- ②国内の企業が上述の証書を持って増値税輸出免税還付資格認定手続きを行うことができます。

当該通知は2014年7月1日より施行されました。

http://szs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201406/t20140624_1103516.html

●6 **国家税務総局が居住者企業の国外投資及び所得情報の報告管理を規範化**

2014年6月30日付で、国家税務総局が「居住者企業の国外投資及び所得情報を報告することに関する問題の公告」（国家税務総局公告2014年第38号）を公布しました。

当該公告により、居住者企業が以下の状況が発生した場合、税務局に株式参入の外国企業情報及び関連資料を報告しなければなりません。

- ①公告の実施日に、居住者企業が直接及び間接保有する外国企業の持分或いは議決権が10%以上となる時。
- ②公告の実施日に、居住者企業が直接及び間接保有する外国企業の持分或いは議決権が10%未満から10%以上となる時。
- ③公告の実施日に、居住者企業が直接及び間接保有する外国企業の持分或いは議決権が10%以上から10%未満となる時。

同時に、税務機関が税務検査（納税評価、税務監査及び特別納税調整調査等）を行う際に、居住者企業に、その国外所得と関連する必要情報を期限内に報告することを要求できます。企業が規定どおりに報告しない場合には、税務機関が期限を設け是正するよう命じ、期限を過ぎても是正しない場合、税務機関は関連規定に基づいて当該企業の納税額を査定することができます。

その他、非居住者企業が国内において機構または場所を設立している場合、国外において発生したがその国内に設立した機構又は場所と実際に関連がある各項目の課税所得については、本公告に基づいて関連情報を報告しなければなりません。

当該通知は2014年9月1日より施行されます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n2226/n2271/n2272/c747868/content.html>